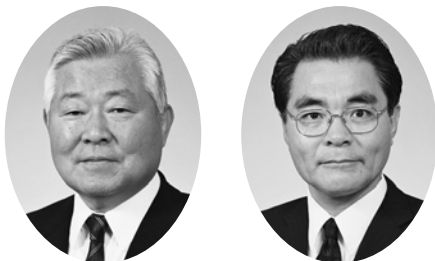


# 6月定例市議会 議長、副議長 決まる



嶋田克興  
議長

大川原成彦  
副議長

6月定例市議会でも新しい議長と副議長が選ばれました。

議長は嶋田克興さん(むの会)。昭和54年から9期当選。副議長、議会運営委員会委員長、民生常任委員会委員長などを歴任。名塩山荘在住。65歳。

副議長は大川原成彦さん(公明党議員団)。平成11年から4期当選。議会運営委員会委員長、建設常任委員会委員長などを歴任。田代町在住。55歳。

問合せは議会事務局(0798・35・3380)へ。

7月8日から日本人と同様に外国人住民の皆さんについても住民基本台帳ネットワークシステム(以下、住基ネット)の運用が開始されます。

## 外国人住民も 住基ネット運用

### 7月中旬以降に住基ネット送付

詳しくは市民課(0798・35・3109)へ。

### 住民票コードを送付

7月中旬以降に世帯ごとに外国人住民の皆さんへ住民票コードをお知らせする通知を送ります。住民票コードとは住基ネット上で、本人確認を行うために必要な11桁(けた)の番号で一人ひとりに付けられています。

### 希望者に住基カード

公的な本人確認書類として使用できる住基カードを希望者に交付します。顔写真付きの住基カードには氏名、通称(通称のある人)、住所、生年月日などの個人情報に記載されています。交付手数料は500円。

事前に住基カードの利用登録をしておく、証明書自動交付機や指定のコンビニエンスストアで住民票の写しなどを取得できるなど便利です。

### 固定資産税が減額されます

## 認定長期優良住宅の新築

市は、平成21年6月4日、26年3月31日に認定長期優良住宅(耐震性や省エネなどに優れた住宅)を新築した場合、申告によりその住宅に対する固定資産税を減額します。問合せは資産税課(0798・35・3273)、塩瀬・山口地区は北部土地家屋チーム(0797・61・0048)へ。

### 図書貸出票感熱ロール紙 市立図書館ホームページ

## 広告主を募集

市は、図書貸出票印刷用感熱ロール紙の広告主と市立図書館ホームページにバナー

### 図書貸出票印刷用 感熱ロール紙

市立図書館(4拠点館、7分室)の図書貸出票として使用する「印刷用感熱ロール紙」の裏面に広告を掲載し、市に提供してもらいます。詳しくは、市のホームページ(事業者向け情報)市の広告事業)に掲載している募集要項、仕様書、西宮市広告掲載要綱、

### 提供数 2000巻以上 使用期間 平成26年1月から1年間

【申込】必要書類を7月2日(17日)必着)に行政経営推進課(市役所本庁舎4階)0798・35・3600へ持参か郵送を。西宮市広告掲載要綱・基準に適合するものの中から、最も提供数の多いところに広告主を決定。 ※市立図書館の平成24年度利用者は

### ホームページ バナー広告

市立図書館のホームページにバナー広告を掲載する事業者を募集しています。アクセス数は1カ月当たり約190万ページビューです。詳しくは市立図書館ホームページ(https://toshonish.or.jp/)に掲載している市立図書館ホームページ広告掲載基準、西宮市ホームページ広告

## 市営住宅の入居者募集

申込は7月1日から

市は、普通市営住宅、改良住宅等の入居者を募集します=下表参照。今回の募集は計35戸。家賃は住宅の種類や世帯の収入などにより異なります。申込資格など詳細は7月1日から配布する申込案内書をご覧ください。

問合せは西宮市営住宅北部管理センター(0798・35・5028)へ。

【申込案内書の配布場所】西宮市営住宅北部・南部管理センター(六湛寺町9-8)、西宮市営住宅中部管理センター(市役所南館1階)、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター・分室、アクタ西宮ステーション、若竹生活文化会館

【申込】申込案内書に添付している申込書(1世帯1通)を7月10日(消印有効)までに西宮市営住宅北部管理センターへ郵送を。重複申込不可 ※今回の募集は9月の予定

住宅の種類	団地名
普通市営住宅	計27戸▷西宮浜4丁目(うちシルバー住宅1戸)、高須町1丁目(シルバー住宅1戸)、一ヶ谷町、六軒町、神原、広田町、弓場町、甲子園口6丁目、上ヶ原四・七・八・十番町、樋ノ口町1丁目、田近野町、東町1丁目
改良住宅等	計8戸▷森下町22・27号棟、神明町32号棟、中殿町5・6号棟、津田町10号棟、津田町住宅

### 私道アスファルト舗装

## 条件満たせば 市が改修工事

溝を含めて1.8m以上あり、不特定多数の人が利用している▽公道から沿道に家屋がおおむね続き、通行や整備に支障になる占有物がない▽道沿いの家屋から適正に排水が行われており、当分路面を掘り返さない▽所有者や管理者の承諾があり、道沿いの住民の要望がある▽両端が公道に接している、または一端が公道に接続している行き止まり道で、この道を利用する家屋が10戸以上あるなど。 ※申請が多数の場合、工事は翌年度以降になることがあります

バナー作成ガイドラインをご確認ください。

申込方法など問合せは一新社(06・6231・2103)へ。

【掲載期間】1カ月単位複数月にわたる掲載可

【広告サイズ】縦50ピクセル×横170ピクセル

【画像形式・容量】GIF、JPEG、PNG。いずれも6キロバイト以内

【月額掲載料】1万5750円〜2万6250円